

札幌市指定介護老人福祉施設の入所定員、人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第67号）新旧対照表（第7条関係）

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）（令和3年4月1日時点）	現 行	改 正 後	備 考
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 雑則（第五十条）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第一条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章から第6章まで（略）</p> <p>第7章 雑則（第55条）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2及び3（略）</p>	<p>目次</p> <p>第1章から第6章まで（現行のとおり）</p> <p>第7章 雑則（第55条・第56条）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第2条（現行のとおり）</p> <p>2及び3（現行のとおり）</p>	<p>規定整備</p>
<p>4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p>	<p>（新設）</p>	<p>4 指定介護老人福祉施設の設置者は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p>	<p>参酌（基準省令第1条第4号）</p>
<p>5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>（従業者の員数）</p>	<p>（新設）</p> <p>4（略）</p>	<p>5 指定介護老人福祉施設の設置者等は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>6（現行のとおり）</p>	
<p>第二条 法第八十八条第一項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が四十人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支</p>	<p>第4条 法第88条第1項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人以下の指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であ</p>	<p>第4条 法第88条第1項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人以下の指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することがで</p>	<p>従う（基準省令第1条第1号）</p>

<p>障がないときは、第四号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。</p>	<p>て、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の<u>栄養士</u>を置かないことができる。</p>	<p>きる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。</p>
<p>一～三 (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (現行のとおり)</p>
<p>四 <u>栄養士又は管理栄養士</u> 一以上</p>	<p>(5) <u>栄養士</u> 1以上</p>	<p>(5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上</p>
<p>五・六 (略)</p>	<p>(6)及び(7) (略)</p>	<p>(6)及び(7) (現行のとおり)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2及び3 (略)</p>	<p>2及び3 (現行のとおり)</p>
<p>4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、<u>指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設（第43条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第52条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（札幌市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年条例第9号。以下「指定地域密着型サービス等基準条例」という。）第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定地域密着型サービス等基準条例第189条第2</u></p>	<p>4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>

<p>5～10 (略)</p> <p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(施設サービス計画の作成)</p> <p>第十二条 (略)</p>	<p>項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>5から11まで (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項各号に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設には、火災、震災、水害その他の非常災害(第31条及び第45条第5項において単に「非常災害」という。)に際して必要な消火設備その他設備を設けるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 指定介護老人福祉施設の設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(施設サービス計画の作成)</p> <p>第16条 (略)</p>	<p>5から11まで (現行のとおり)</p> <p>第5条 (現行のとおり)</p> <p>2 前項各号に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設には、火災、震災、水害その他の非常災害(第31条第1項及び第45条第5項において単に「非常災害」という。)に際して必要な消火設備その他設備を設けるものとする。</p> <p>3 (現行のとおり)</p> <p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第15条 (現行のとおり)</p> <p>2から5まで (現行のとおり)</p> <p>6 指定介護老人福祉施設の設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)及び(3) (現行のとおり)</p> <p>7 (現行のとおり)</p> <p>(施設サービス計画の作成)</p> <p>第16条 (現行のとおり)</p>	<p>規定整備</p> <p>従う(基準省令第1条第3号)</p>
--	---	---	-----------------------------------

<p>2～5 (略)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この号において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p>	<p>2から5まで (略)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p>	<p>2から5まで (現行のとおり)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p>	<p>参酌（基準省令第1条第4号）</p>
<p>7～12 (略)</p> <p>(<u>栄養管理</u>)</p>	<p>7から12まで (略)</p> <p>(<u>新設</u>)</p>	<p>7から12まで (現行のとおり)</p> <p>(<u>栄養管理</u>)</p>	<p>参酌（基準省令第1条第4号）</p>
<p>第十七条の二 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</p> <p>(<u>口腔衛生の管理</u>)</p>	<p>(<u>新設</u>)</p>	<p>第21条の2 指定介護老人福祉施設の設置者等は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</p> <p>(<u>口腔衛生の管理</u>)</p>	<p>同上</p>
<p>第十七条の三 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</p> <p>(<u>運営規程</u>)</p>	<p>(<u>運営規程</u>)</p>	<p>第21条の3 指定介護老人福祉施設の設置者等は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</p> <p>(<u>運営規程</u>)</p>	
<p>第二十三条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営</p>	<p>第28条 指定介護老人福祉施設の設置者は、次に掲げる</p>	<p>第28条 指定介護老人福祉施設の設置者は、次に掲げる</p>	

<p>についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p>	<p>施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p>	<p>施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p>	
<p>一～七（略）</p>	<p>(1)から(7)まで（略）</p>	<p>(1)から(7)まで（現行のとおり）</p>	
<p><u>八 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(8) 虐待の防止のための措置</u></p>	<p>参酌（基準省令第1条第4号）</p>
<p><u>九（略）</u></p>	<p><u>(8)（略）</u></p>	<p><u>(9)（現行のとおり）</u></p>	
<p>（勤務体制の確保等）</p>	<p>（勤務体制の確保等）</p>	<p>（勤務体制の確保等）</p>	
<p>第二十四条（略）</p>	<p>第29条（略）</p>	<p>第29条（現行のとおり）</p>	
<p>2（略）</p>	<p>2（略）</p>	<p>2（現行のとおり）</p>	
<p>3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>3 指定介護老人福祉施設の設置者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>3 指定介護老人福祉施設の設置者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該設置者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>同上</p>
<p>4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービス</p>	<p>（新設）</p>	<p>4 指定介護老人福祉施設の設置者は、適切な指定介護</p>	
<p><u>スの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>		<p><u>福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	
<p><u>（業務継続計画の策定等）</u></p>	<p>（新設）</p>	<p><u>（業務継続計画の策定等）</u></p>	
<p>第二十四条の二 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービス</p>		<p>第29条の2 指定介護老人福祉施設の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する指定</p>	<p>従う（基準省令第1条第3号）</p>

<p>スの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>		<p>介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制により早期に業務の再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p>	
<p>2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p>		<p>2 指定介護老人福祉施設の設置者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p>	
<p>3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>（非常災害対策）</p>	<p>（非常災害対策）</p>	<p>3 指定介護老人福祉施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>（非常災害対策）</p>	
<p>第二十六条（略）</p>	<p>第31条（略）</p>	<p>第31条（現行のとおり）</p>	
<p>2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</p> <p>（衛生管理等）</p>	<p>（新設）</p> <p>（衛生管理等）</p>	<p>2 指定介護老人福祉施設の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう努めなければならない。</p> <p>（衛生管理等）</p>	<p>参酌（基準省令第1条第4号）</p>
<p>第二十七条（略）</p>	<p>第32条（略）</p>	<p>第32条（現行のとおり）</p>	
<p>2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね三月に一回以上開催するとともに、そ</p>	<p>3 指定介護老人福祉施設の設置者等は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を</p>	<p>3 指定介護老人福祉施設の設置者等は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以</p>	<p>従う（基準省令第1条第3号）</p>

<p>の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>(掲示)</p>	<p>図ること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該指定介護老人福祉施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前三号に掲げるもののほか、指定介護老人福祉施設基準第27条第2項第4号の厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>(掲示)</p>	<p>上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) 当該指定介護老人福祉施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。</p> <p>(4) 前三号に掲げるもののほか、指定介護老人福祉施設基準第27条第2項第4号の厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。</p> <p>(掲示)</p>	
<p>第二十九条 (略)</p>	<p>第34条 (略)</p>	<p>第34条 (現行のとおり)</p>	
<p>2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p>	<p>(新設)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p>	<p>2 指定介護老人福祉施設の設置者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p>	<p>参酌 (基準省令第1条第4号)</p>
<p>第三十五条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を</p>	<p>第40条 指定介護老人福祉施設の設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(新設)</p>	<p>第40条 指定介護老人福祉施設の設置者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担</p>	<p>従う (基準省令第1条第3号)</p>

<p><u>置くこと。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第三十五条の二 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>一 <u>当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>二 <u>当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>三 <u>当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p>四 <u>前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p>	<p>2から4まで (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(記録の整備)</p>	<p><u>当者を置くこと。</u></p> <p>2から4まで (現行のとおり)</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第40条の2 指定介護老人福祉施設の設置者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(記録の整備)</p>	<p>同上</p> <p>参酌（基準省令第1条第4号）</p> <p>※市独自基準</p>
<p>第42条 (略)</p> <p>2 指定介護老人福祉施設の設置者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1) 施設サービス計画</p> <p>(2) 第12条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第15条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急</p>	<p>第42条 (略)</p> <p>2 指定介護老人福祉施設の設置者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1) 施設サービス計画</p> <p>(2) 第12条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第15条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急</p>	<p>第42条 (現行のとおり)</p> <p>2 指定介護老人福祉施設の設置者は、次に掲げる記録を整備しなければならない。</p> <p>(1) 施設サービス計画</p> <p>(2) 第12条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第15条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急</p>	<p>参酌（基準省令第1条第4号）</p> <p>※市独自基準</p>

<p>(基本方針)</p> <p>第三十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p>	<p>やむを得ない理由の記録</p> <p>(4)から(6)まで (略)</p> <p>(7) 従業者の勤務の体制及び実績に関する記録</p> <p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号から第3号までに掲げる記録 <u>その</u> <u>完結の日から2年を経過した日又は当該記録に係る介護給付(法第40条の介護給付をいう。第3号において同じ。)</u> <u>があった日から5年を経過した日のいずれか遅い日</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>前項第7号に掲げる記録 当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日</u></p> <p>(基本方針)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p>	<p>やむを得ない理由の記録</p> <p>(4)から(6)まで (現行のとおり)</p> <p>(7) 従業者の勤務の体制及び実績に関する記録</p> <p>3 前項各号に掲げる記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで保存しなければならない。</p> <p>(1) 前項第1号から第3号まで及び第7号に掲げる記録 当該記録に係る介護給付(法第40条の介護給付をいう。) <u>があった日から5年を経過した日</u></p> <p>(2) (現行のとおり)</p> <p>(削る。)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第44条 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p> <p>4 ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者等は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p> <p>5 (現行のとおり)</p>	<p>記録の保存期間に係る改正</p> <p>参酌(基準省令第1条第4号)</p>
---	--	--	---

<p>(設備)</p> <p>第四十条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 ユニット</p> <p>イ 居室</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>ロ・ニ (略)</p> <p>二～五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第四十二条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>第45条 ユニット型指定介護老人福祉施設のユニットの基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一のユニットの入居定員 <u>おおむね10人以下</u>とすること。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2から5まで (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>第45条 ユニット型指定介護老人福祉施設のユニットの基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一のユニットの入居定員 <u>原則として10人以下とし、15人を超えないもの</u>とすること。</p> <p>(2)～(5) (現行のとおり)</p> <p>2から5まで (現行のとおり)</p> <p>6 (現行のとおり)</p> <p>(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)</p> <p>第47条 (現行のとおり)</p> <p>2～7 (現行のとおり)</p> <p>8 ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>	<p>同上</p>
---	--	---	-----------

<p>二・三 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>(運営規程)</p>	<p>(2)及び(3) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>(運営規程)</p>	<p>(2)及び(3) (現行のとおり)</p> <p>9 (現行のとおり)</p> <p>(運営規程)</p>	
<p>第四十六条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>一～八 (略)</p> <p><u>九 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>十 (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>第51条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(8)まで (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>第51条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)から(8)まで (現行のとおり)</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置</u></p> <p><u>(10) (現行のとおり)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p>	<p>同上</p>
<p>第四十七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第52条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>第52条 (現行のとおり)</p> <p>2及び3 (現行のとおり)</p>	
<p>4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法</u> <u>第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>4 ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>4 ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該設置者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>同上</p>
<p>5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(新設)</p>	<p>5 ユニット型指定介護老人福祉施設の設置者は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	

<p>(準用)</p> <p>第四十九条 第四条から第八条まで、第十条、第十二条、第十五条、第十七条から第二十二條の二まで、<u>第二十四条の二</u>及び第二十六条から第三十七條までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十三条に規定する運営規程」とあるのは「第四十六条に規定する重要事項に関する規程」と、第二十二條第二項中「この章」とあるのは「第五章第三節」と、第三十七條第二項第二号中「第八条第二項」とあるのは「第四十九条において準用する第八条第二項」と、第二十二條の二中「第十二條」とあるのは「第四十九条において準用する第十二條」と、第二十二條の二第五号及び第三十七條第二項第三号中「第十一条第五項」とあるのは「第四十二條第七項」と、第三十七條第二項第四号中「第二十条」とあるのは「第四十九条において準用する第二十条」と、第二十二條の二第六号及び第三十七條第二項第五号中「第三十三條第二項」とあるのは「第四十九条において準用する第三十三條第二項」と、第二十二條の二第七号及び第三十七條第二項第六号中「第三十五條第三項」とあるのは「第四十九条において準用する第三十五條第三項」と読み替えるものとする。</p> <p><u>第六章 雑則</u></p> <p>(電磁的記録等)</p>	<p>(準用)</p> <p>第54条 第6条から第12条まで、第14条、第16条、第19条、第21条から第27条まで及び第31条から第42条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第6条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第6章第3節」と、第27条中「第16条」とあるのは「第54条において準用する第16条」と、同条第5号及び第42条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第47条第7項」と、第27条第6号及び第42条第2項第5号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第27条第7号及び第42条第2項第6号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と、同項第2号中「第12条第2項」とあるのは「第54条において準用する第12条第2項」と、同項第4号中「第24条」とあるのは「第54条において準用する第24条」と読み替えるものとする。</p> <p>第7章 雑則</p> <p>(新設)</p>	<p>(準用)</p> <p>第54条 第6条から第12条まで、第14条、第16条、第19条、第21条から第27条まで、<u>第29条の2</u>及び第31条から第42条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第6条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第6章第3節」と、第27条中「第16条」とあるのは「第54条において準用する第16条」と、同条第5号及び第42条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第47条第7項」と、第27条第6号及び第42条第2項第5号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第27条第7号及び第42条第2項第6号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と、同項第2号中「第12条第2項」とあるのは「第54条において準用する第12条第2項」と、同項第4号中「第24条」とあるのは「第54条において準用する第24条」と読み替えるものとする。</p> <p>第7章 雑則</p> <p>(電磁的記録等)</p>	<p>規定整備</p>
<p>第五十条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条にお</p>		<p>第55条 作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）に</p>	<p>参酌（基準省令第1条第4号）</p>

いて同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第五条第一項(第四十九条において準用する場合を含む。))及び第八条第一項(第四十九条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(委任)

第55条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

5 平成36年3月31日までの間に、一般病床(医療法第7条第2項第5号の一般病床をいう。以下同じ。)、精神病床(同項第1号の精神病床のうち、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限

より行うこととされているもの(第9条第1項(前条において準用する場合を含む。))及び第12条第1項(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面により行うこととされているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

(委任)

第56条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

5 令和6年3月31日までの間に、一般病床(医療法第7条第2項第5号の一般病床をいう。以下同じ。)、精神病床(同項第1号の精神病床のうち、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限

規定整備

規定整備(以下同じ。)

る。以下この項及び附則第7項において同じ。)又は療養病床(医療法第7条第2項第4号の療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を転換して指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該指定介護老人福祉施設の食堂及び機能訓練室については、第5条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有するものとし、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有するものとする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることを妨げない。

6 平成36年3月31日までの間に、一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を転換して指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該指定介護老人福祉施設の食堂及び機能訓練室については、第5条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)及び(2) (略)

(廊下の幅の基準に係る経過措置)

7 平成36年3月31日までの間に、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を

る。以下この項及び附則第7項において同じ。)又は療養病床(医療法第7条第2項第4号の療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を転換して指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該指定介護老人福祉施設の食堂及び機能訓練室については、第5条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有するものとし、機能訓練室は40平方メートル以上の面積を有するものとする。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることを妨げない。

6 令和6年3月31日までの間に、一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を転換して指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該指定介護老人福祉施設の食堂及び機能訓練室については、第5条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)及び(2) (現行のとおり)

(廊下の幅の基準に係る経過措置)

7 令和6年3月31日までの間に、一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を

<p>有する診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を転換して指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該指定介護老人福祉施設の廊下の幅については、第5条第1項第8号及び第45条第4項の規定にかかわらず、1.2メートル以上とする。ただし、第5条第1項第8号アの中廊下及び第45条第4項第1号の中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。</p>	<p>有する診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を転換して指定介護老人福祉施設を開設しようとする場合における当該指定介護老人福祉施設の廊下の幅については、第5条第1項第8号及び第45条第4項の規定にかかわらず、1.2メートル以上とする。ただし、第5条第1項第8号アの中廊下及び第45条第4項第1号の中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。</p>
--	--